

議案第15号

平成28年台風10号等による被災企業復興支援に関する条例制定の件

平成28年台風10号等による被災企業復興支援に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

平成29年6月1日提出

芽室町長 宮西 義憲

平成28年台風10号等による被災企業復興支援に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、平成28年台風10号等による被害からの早期復旧を促進するため、被災した企業に対し、融資の利子補給及び助成金の交付を行い、被災企業の経営再建に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機械設備等 平成28年8月30日から平成29年12月31日までに導入した、営業の用に供する機械設備等をいう。
- (2) 固定資産税相当額 町税条例（昭和31年条例第7号）に基づき賦課された固定資産税のうち、償却資産に係る固定資産税をいう。

(利子補給及び助成金交付対象者)

第3条 利子補給及び助成金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成28年台風10号等により被災した、芽室町内で商工業を営む者
- (2) 芽室町が発行する罹災証明書の発行を受けた者
- (3) 町内で事業を再開する者
- (4) 町税及び国民健康保険税を完納している者

(利子補給の対象融資)

第4条 利子の補給の対象とする融資は、平成28年8月30日から平成29年12月31日までに受けた融資で、平成28年台風10号等による被害に関する融資であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関及び日本政策金融公庫からの融資とする。

(利子補給)

第5条 利子の補給は、毎年4月から翌年3月までに支払った利子（償還の遅滞があ

った場合における当該遅滞に係る利子を除く。) に対して行うものとする。

2 利子の補給の額は、前項の利子の合計額とする。ただし、年1.9パーセントの利率に相当する利子の合計額を上限とし、かつ、利子補給を受けようとする者（以下「利子補給申請者」という。）の自己負担利子額が年0.1パーセントの利率に相当する利子を下回らない額とする。

3 利子の補給を行う期間は、融資期間のうち貸付けの日から5年以内とする。

（利子補給の認定）

第6条 利子の補給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認定申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査の上利子の補給の可否を認定し、申請者に通知するものとする。

（利子補給の請求）

第7条 前条の認定を受けた者が、利子補給の請求をしようとするときは、規則で定めるところにより、利子補給の請求書を町長に提出しなければならない。

（助成金交付額の算定）

第8条 助成金の額は、機械設備等の導入により固定資産税が賦課されるその年度の当該機械設備等に係る固定資産税相当額とする。

（助成金交付期間）

第9条 助成金の交付期間は、機械設備等の導入により新たに固定資産税を賦課されるに至った年度から5年とする。

（助成金交付の時期）

第10条 助成金は、その年度における固定資産税の全額納入後、その年度内に交付する。

（助成金交付の決定）

第11条 助成金の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査の上助成金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（変更手続）

第12条 利子補給の認定を受けた者及び助成金交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより届け出なければならない。

- (1) 第6条及び第11条に定める申請書の記載内容に変更が生じたとき。
- (2) 事業を休廃止したとき。
- (3) 相続、譲渡その他の事由によって利子補給又は助成金交付を受ける者に変更が生じたとき。

(取消し等)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給及び助成金交付の決定を取り消し、又は利子補給額及び助成金交付額の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 申請書又は添付書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 事業を休廃止したとき。
- (3) その他不正の行為があったとき。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

平成28年台風10号等により被災した、町内で商工業を営む企業の早期復興を促進し、もって被災企業の経営再建を支援するため、本条例を制定しようとするものであります。